

## 【 一般競争入札公告(説明書) 】

### 入札公告 (説明書)

平成 23 年 1 月 6 日

東日本高速道路株式会社 東北支社長 鹿島 幹男

次のとおり一般競争入札に付します。

なお、本件競争入札については、あらかじめ東日本高速道路株式会社（以下「NEXCO 東日本」という。）が配布した入札者に対する指示書、仕様書等の契約図書その他関係法令に定めるもののほか、この『入札公告(説明書)』に記載のとおり実施します。

#### 第 1 基本事項 (調達手続の概要)

- |       |               |  |
|-------|---------------|--|
| 1-1.  | 調達機関番号        | 417  |
| 1-2.  | 所在地番号         | 04   |
| 1-3.  | 品目分類          | 41   |
| 1-4.  | 契約件名 (工事名)    | 常磐自動車道 坂元工事  |
| 1-5.  | 契約責任者         | NEXCO 東日本 東北支社長 鹿島 幹男  |
| 1-6.  | 契約担当部署        | NEXCO 東日本 東北支社 技術部 調達契約課<br>(住所) 〒980-0021<br>宮城県仙台市青葉区中央 3-2-1 青葉通プラザ 3 階<br>(TEL) 022-217-1726 |
| 1-7.  | 競争契約の方法       | 一般競争入札 (WTO 政府調達協定適用)  |
| 1-8.  | 競争参加資格の確認     | 事前審査方式 (通知型)   |
| 1-9.  | 入札の方法         | 電子入札または郵送入札 … 入札者に対する指示書 [5] を参照のこと  |
| 1-10. | 落札者の決定方法      | 総合評価落札方式 (技術提案評価型)   |
| 1-11. | 入札前価格交渉の有無    | 無  |
| 1-12. | 単価表及び単価集計表の提出 | 必要 … 入札者に対する指示書[13]を参照のこと  |
| 1-13. | 入札保証          | 必要 … 入札者に対する指示書[15]を参照のこと  |
| 1-14. | 履行保証          | 必要 … 入札者に対する指示書[28]を参照のこと  |
| 1-15. | 契約書の作成        | 必要 (電子契約の方法による) … 入札者に対する指示書[29]を参照のこと   |
| 1-16. | 契約図書          |  |
- (1) 本件工事請負契約の内容となる契約図書は次のとおりとする。なお、本件競争入札に参加を希望する者 (以下「競争参加希望者」) 及び契約責任者は、契約図書に拘束されることとし、その定める事項を遵守しなければならない。
- イ. 入札公告 (説明書) … 本書 [http://www.e-nexco.co.jp/bids/info/public\\_notice/search\\_service/](http://www.e-nexco.co.jp/bids/info/public_notice/search_service/)
  - ロ. 標準契約書案 [http://www.e-nexco.co.jp/bids/info/doc\\_download/](http://www.e-nexco.co.jp/bids/info/doc_download/)  
【土木工事契約書】を使用すること
  - ハ. 入札者に対する指示書 [http://www.e-nexco.co.jp/bids/info/doc\\_download/](http://www.e-nexco.co.jp/bids/info/doc_download/)  
【電子入札】又は【郵送入札】版を使用すること
  - ニ. 共通仕様書 [http://www.e-nexco.co.jp/bids/info/doc\\_download/](http://www.e-nexco.co.jp/bids/info/doc_download/)  
【土木工事共通仕様書 (平成 22 年 7 月)】を使用すること
  - ホ. 特記仕様書
  - ヘ. その他契約 (発注用) 図面等
  - ト. 金抜設計書
  - チ. 競争参加資格確認申請書 本書の別紙様式 1
  - リ. 入札書 上記ハ. 入札者に対する指示書様式

ヌ. 単価表及び単価集計表 上記ト. の金抜設計書を基に上記③入札者に対する指示書様式により作成する

- (2) 競争参加希望者は、上記(1)に示す契約図書について内容を十分に確認し理解する必要がある、その内容を承諾のうえで本件競争入札に参加しなければならない。
- (3) 競争参加希望者は、上記(1)のイ. からニ. に示す契約図書については、NEXCO 東日本のホームページよりそれぞれダウンロードして取得すること。
- (4) 競争参加希望者は、上記(1)のホ. からト. に示す契約図書については、次のとおり取得すること。

イ. 取得期間 平成 23 年 1 月 6 日 (木) から平成 23 年 2 月 7 日 (月) まで

ロ. 取得方法 NEXCO 東日本の電子入札システムにログイン後、当該調達案件概要の「入札説明書等 URL」から取得すること。ただし、やむを得ない事由により、上記方法による取得ができない場合は、上記 1-6 契約担当部署へその旨申し出ること。

## 第 2 調達手続に付する事項 (工事概要)

### 2-1. 工事概要

- |             |  |
|-------------|--|
| (1) 工 事 場 所 | 自) 宮城県亶理郡山元町坂元<br>至) 宮城県亶理郡山元町高瀬   |
| (2) 工 事 内 容 | 本工事は、切盛土工約 81 万 m <sup>3</sup> 、橋梁下部工 32 基の施工を行う延長約 5.4km の土木工事である。  |
| (3) 工事概算数量  | 延 長 5.43 km<br>切盛土工 810 千 m <sup>3</sup><br>横断構造物 C-BOX 12 基、C-P 9 箇所<br>橋梁上部工 2 橋<br>橋梁下部工 32 基<br>基礎杭 3,556m |
| (4) 工 期     | 契約保証取得の日の翌日から 1,110 日間   |
| (5) 使用する資機材 | コンクリート 約 22,000 m <sup>3</sup><br>鉄筋 約 2,600 t<br>PC 鋼材 約 4 t  |

## 第 3 競争入札に参加するための条件等

### 3-1. 競争参加資格

本件競争入札に参加することのできる者 (以下「入札者」) は、次に示す事項をすべて満たす者とし、記 3-3 に示す「競争参加資格確認申請書」を契約責任者に提出した競争参加希望者のうち、契約責任者が競争参加資格があると認めた者とする。

- (1) 審査基準日 (記 3-4 に示す「競争参加資格確認申請書」の提出期限の日をいう。以下同じ。) において、NEXCO 東日本の契約規程実施細則第 6 条 (入札者に対する指示書[2]を参照のこと) の規定に該当しない者であること。
- (2) 開札時において、工事種別「土木工事」にかかる『平成 21・22 年度競争参加資格』を有する者で、かつ、当該資格の認定の際に算定された客観的事項に係る点数 (経営事項評価点数) が 1,500 点以上の者であること。
- (3) 審査基準日において、会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者、または民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと (ただし、当該申立てにかかる手続開始の決定後、あらためて競争参加資格の再認定を受け、上記(2)に示す条件を満たす場合を除く)。
- (4) 審査基準日から入札・開札を経て落札者決定の日までの期間 (期首及び期末の日を含む) において、NEXCO 東日本から「地域 2 (東北支社が所掌する区域)」において競争参加資格停止を受けていないこと (競争参加資格停止期間 (期首及び期末の日を含む) との重複がないこと)。

- (5) 審査基準日において、平成 12 年度以降に元請として完成及び引渡し完了した下記の同種工事の施工実績（共同企業体の構成員として施工した場合は、出資の割合（出資比率）が 20%以上に限る）を有すること。

同種工事（下記）を必要とする。

土工量（切土量又は盛土量のいずれか大きい方）が 40 万 $m^3$ 以上ある道路土工工事

- (6) 審査基準日において、次のイ. からホ. の基準を満たす現場代理人、主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できること。なお、配置技術者の専任に関する考え方は、別紙（配置技術者の専任期間の基本的な考え方①～⑥）を参照のこと。

イ. 主任（監理）技術者にあつては、確認申請書の提出期限日において入札参加希望者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。なお、恒常的な雇用関係とは、確認申請書の提出期限日以前に 3 ヶ月以上の雇用関係にあることをいう。

なお、記 3-3. 競争参加資格確認申請書の作成に示す書類の写しにより次の国土交通省通達のいずれかに該当すると判断される場合も直接的かつ恒常的な雇用関係（以下「技術者の直接的かつ恒常的な関係の特例措置」という。）にあると認めるものとする。

- ①「建設業者の営業譲渡又は会社分割に係る主任技術者又は監理技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係の確認の事務取扱いについて」（平成 13 年 5 月 30 日付、国総建第 155 号）
- ②「持株会社の子会社が置く主任技術者又は監理技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係の確認の取扱いについて」（平成 14 年 4 月 16 日付、国総建第 97 号）
- ③「親会社及びその連結子会社間の出向社員に係る主任技術者又は監理技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係の取扱い等について」（平成 15 年 1 月 22 日付、国総建第 335 号）

ロ. 監理技術者にあつては、確認申請書の提出期限日において監理技術者資格者証を有し、かつ、提出期限日において有効な監理技術者講習修了証を有する者であること。

ハ. 主任（監理）技術者が、当該工事に対応する建設業法の許可業種（土木工事業）に関わる資格を有する者であること。

ニ. 現場代理人、主任技術者、監理技術者のうち、いずれかの者が、平成 12 年度以降に元請として完成及び引渡し完了した下記の工事経験（共同企業体の構成員として施工した場合は、出資の割合（出資比率）が 20%以上に限る）を有すること。

- ④ また、現場代理人を工事経験者とする場合は、確認申請書の提出期限日において当該工事に対応する建設業法の許可業種（土木工事業）に関わる資格を有する者であること。

同種工事（下記）を必要とする。

土工量（切土量又は盛土量のいずれか大きい方）が 20 万 $m^3$ 以上ある道路土工工事

ホ. 専任を要しない期間は下記のとおりである。

- ① 契約締結後、現場施工に着手するまでの期間（共通仕様書に示す「着工日」までの期間）
- ② しゅん功届を提出後、しゅん功検査が終了し、事務手続等のみが残っている期間
- ③ 契約書第 20 条第 1 項及び第 2 項の規定に基づき、工事を全面的に一時中止している期間

- (7) 審査基準日から入札・開札を経て落札者決定の日までの期間（期首及び期末の日を含む）において、下記ロ. に示す本件工事に係る設計業務等の請負人、当該設計業務等の下請負人、又は当該請負人若しくは下請負人と資本若しくは人事面において関連がある者でないこと。

イ. 「資本若しくは人事面において関連がある者」とは、次の①又は②に該当する者である。

- ① 当該請負人若しくは下請負人の発行済株式総数の 100 分の 50 を超える株式を有し、又はその出資の総額の 100 分の 50 を超える出資をしている者。
- ② 業者の代表権を有する役員が当該請負人若しくは下請負人の代表権を有する役員を兼ねている場合における当該業者。

ロ. 設計業務等の請負人

上記に示した本件工事に係る設計業務等の業務名及び請負人は次に示すとおりである。

設計業務等名		設計業務等請負人
常磐自動車道	畑形1号橋基本詳細設計	株式会社ドーユー大地
常磐自動車道	山元南地区道路詳細設計	大成エンジニアリング株式会社
常磐自動車道	新田橋詳細設計	株式会社オリエンタルコンサルタンツ
常磐自動車道	影倉橋基本詳細設計	八千代エンジニアリング株式会社
常磐自動車道	山元地区附帯工設計	株式会社横浜コンサルティングセンター
常磐自動車道	坂元地区附帯工設計	株式会社協和コンサルタンツ

- (8) 審査基準日から入札・開札を経て落札者決定の日までの期間（期首及び期末の日を含む）において、下記ロ.に示す施工（調査等）管理業務の請負人、当該施工（調査等）管理業務の請負人と資本若しくは人事面において関連のある者、当該施工（調査等）管理業務の担当技術者の出向・派遣元、当該施工（調査等）管理業務の担当技術者の出向・派遣元と資本若しくは人事面において関連がある者として、本工事若しくは調査等の発注に関与した者でないこと、又は現に下記ロ.に示す施工（調査等）管理業務の請負人、当該施工（調査等）管理業務の請負人と資本若しくは人事面において関連のある者、当該施工（調査等）管理業務の担当技術者の出向・派遣元、当該施工（調査等）管理業務の担当技術者の出向・派遣元と資本若しくは人事面において関連がある者でないこと。

イ. 「資本若しくは人事面において関連がある者」とは、次の①又は②に該当する者である。

- ① 当該請負人若しくは下請負人の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている者。
- ② 業者の代表権を有する役員が当該請負人若しくは下請負人の代表権を有する役員を兼ねている場合における当該業者。

ロ. 施工（調査等）管理業務の請負人

上記に示した本件工事に係る施工（調査等）管理業務の業務名及び請負人は次に示すとおりである。

施工（調査等）管理業務名	施工（調査等）管理業務請負人
常磐自動車道 山元工事区施工管理業務	株式会社片平エンジニアリング

- (9) 審査基準日から入札・開札を経て落札者決定の日までの期間（期首及び期末の日を含む）において、入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと（基準に該当する者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）。なお、前記の関係がある場合に、辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡を取ることは、指示書1〔1〕入札手続の公正性・透明性の確保に関するお願いの（1）の記載に抵触するものではないことに留意すること。

イ. 資本関係

下記の①又は②のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社又は子会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。

- ① 親会社と子会社の関係にある場合
- ② 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

ロ. 人的関係

下記の①又は②のいずれかに該当する二者の場合。ただし、①については、会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。

- ① 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合
- ② 一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合

ハ. その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

その他上記イ又はロと同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。

総合評価落札方式（技術提案評価型）における技術評価項目、評価基準及び配点（技術評価点）は次のとおりとする。

技術評価項目	評価基準	配点
① 工事目的物の性能、機能の確保に関する技術提案	盛土の品質確保向上を目的とした盛土材の施工方法、管理方法に関する提案	6点
② 工事目的物の性能、機能の確保に関する技術提案	構造物裏込め部の沈下抑制を目的とした裏込め工の品質管理手法、施工方法に関する提案	6点
③ 工事目的物の性能、機能の確保に関する技術提案	コンクリート構造物の耐久性確保を目的としたコンクリートの製造・施工・検査等の品質確保に関する提案	6点
④ 工事目的物の性能、機能の確保に関する技術提案	基礎杭の品質確保向上を目的とした基礎杭の施工方法、管理方法に関する提案	6点
⑤ 社会的要請への対応に関する技術提案	地球温暖化対策を目的とした提案	6点

### 3-3. 競争参加資格確認申請書の作成

(1) 入札者は、次に示す「競争参加資格確認申請書（以下「申請書」）」を作成しなければならない。

申請書(様式)	作成にかかる留意事項と総合評価落札方式における評価方法
競争参加資格確認申請書(様式1)	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 必要事項を記載のうえ記名すること</li> <li>◇ その他補足事項については、入札者に対する指示書[9] [3] ①を参照のこと</li> </ul>
施工実績(様式2)	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 記3-1(5)に示す競争参加資格を満たす施工実績を記載すること</li> <li>◇ 記載にあたっては、様式2に示す「記載上の注意事項」に従うこと</li> </ul>
配置予定技術者の資格(様式3)	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 記3-1(6)のロ.及びハ.に示す競争参加資格を満たす配置予定の主任（監理）技術者の資格を記載すること</li> <li>◇ 記3-1(6)イ.の①から③に示す、技術者の直接的かつ恒常的関係の特例措置に該当する場合は、次の資料の写しを添付すること。 <ul style="list-style-type: none"> <li>1) 建設業者の営業譲渡又は会社分割に係る技術者の場合 <ul style="list-style-type: none"> <li>営業譲渡の契約上定められている譲渡の日又は出向先企業が会社分割の登記をした日から記3-4 競争参加資格確認申請①申請期間に示す申請期限の日までの期間が3年以内であること。</li> <li>① 健康保険被保険者証等による出向元企業と出向社員の雇用（雇用期間3ヶ月以上）関係を示す書面</li> <li>② 出向元企業の建設業の廃業届書</li> <li>③ 当該建設業の許可の取消通知書又は当該許可の取消しを行った旨の掲載された官報若しくは公報</li> <li>④ 営業譲渡契約書等の出向元企業と出向先企業の営業譲渡又は会社分割についての関係を示す書面</li> </ul> </li> <li>2) 持株会社の子会社が置く技術者の場合 <ul style="list-style-type: none"> <li>① 健康保険被保険者証等による出向元企業と出向社員の雇用（雇用期間3ヶ月以上）関係を示す書面</li> <li>② 当該出向社員の出向元である親会社と出向先である子会社との関係を「建設業法第27条の23第3項の経営事項審査の項目及び基準を定める件（平成6年6月8日建設省告示第1461号）附則6の規定により企業集団と認定を受けたことを証する書面</li> </ul> </li> <li>3) 親会社及びその連結子会社の間の出向社員に係る技術者の場合 <ul style="list-style-type: none"> <li>① 健康保険被保険者証等による出向元企業と出向社員の雇用（雇用期間3ヶ月以上）関係を示す書面</li> <li>② 出向社員と出向先企業との雇用関係を示す出向であることを証する書面</li> <li>③ 出向先企業と出向元企業との関係が企業集団を構成する親会社及びその連結子会社との関係を証する国土交通省総合政策局建設業課長より交付を受けた企業集団確認書。ただし、企業集団確認書は交付を受けた日から記3-4 競争参加資格確認申請①申請期間に示す申請期限の日までの期間が1年以内であること。</li> </ul> </li> </ul> </li> <li>◇ 記載にあたっては、様式3に示す「記載上の注意事項」に従うこと</li> </ul>
配置予定技術者の工事経験(様式4)	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 記3-1(6)ニ.に示す競争参加資格を満たす配置予定の現場代理人または主任（監理）技術者の工事経験を記載すること</li> <li>◇ 記載にあたっては、様式4に示す「記載上の注意事項」に従うこと</li> </ul>

<p>技術提案 (様式 5)</p>	<p>◇ 本件工事にかかる技術提案について記載すること</p> <p>◇ 記載する技術提案は、様式 5-1、5-2、5-3、5-4 及び 5-5 に示す【記載すべき項目】のとおりとする。</p> <p>◇ 記 3-2 技術評価項目にかかる評価方法は次のとおり</p> <p>1) 技術提案に対する技術評価及び技術評価点の付与の方法は、提案された技術提案を優・良・可・評価無しで評価し、配点は下記のとおりとする。</p> <p>① 設計図書、共通仕様書、施工管理要領等の基準に対する改善（削減）効果が優良で、具体的に提案の根拠が示されており「優」と評価した場合は満点の 6 点を付す。</p> <p>② 設計図書、共通仕様書、施工管理要領等の基準に対する改善（削減）効果が良好で、具体的に提案の根拠が示されており「良」と評価した場合は 3 点を付す。</p> <p>③ 設計図書、共通仕様書、施工管理要領等の基準に対する改善（削減）効果が認められ、具体的に提案の根拠が示されており「可」と評価した場合は 1 点を付す。</p> <p>④ 設計図書、共通仕様書、施工管理要領等の基準を満たすだけの提案であり、具体的な提案の根拠も示されておらず、技術提案が無いものと同様に「評価無し」0 点を付す。</p> <p>2) 記載する内容は、実施結果を監督員に報告するなど、履行確認が可能な内容とする。</p> <p>3) 各技術提案項目の提案が複数あった場合は、提案ごとに評価し、評価の最高値をその技術提案項目の評価とする。</p> <p>4) 技術提案が採用されなかった場合に標準案に基づいて施工する意志があるとき若しくは技術提案を提出せずに標準案に基づいて施工しようとする場合には、技術提案資料においてその意思を表示すること。</p> <p>5) 使用材料、施工方法等、過度にコスト負担を要する提案がなされた場合、過度のコスト負担を要しない提案より優位な評価とはしない。</p>
------------------------	--

(2) 入札者は、申請書の作成にかかる留意事項及び補足事項として、入札者に対する指示書[9]を参照のこと。

#### 3-4. 競争参加資格確認申請

(1) 入札者は、本件競争入札に参加するため、次に示すとおり競争参加資格確認申請をしなければならない。

- イ. 申請期間 平成 23 年 1 月 6 日（木）から平成 23 年 2 月 7 日（月） 午後 4 時 00 分まで
- ロ. 申請場所 上記 1-6「契約担当部署」のとおり
- ハ. 申請方法 電子入札システムまたは書留郵便若しくは持参（申請期間内に必着すること）  
※ 申請書類の総要領が 2MB を超える場合など電子入札システムによれない場合は、入札者に対する指示書[9]を参照のこと。

ニ. 申請書類 上記 3-3 により作成した「申請書」

(2) 入札者は、競争参加資格確認申請にかかる留意事項として、入札者に対する指示書[9]を参照のこと。

#### 3-5. 技術提案にかかるヒアリング(技術対話)の実施

- (1) 契約責任者は、申請を受けたすべての入札者に対し、個別に、技術提案の内容にかかるヒアリング(技術対話)を実施するので、入札者はこれに応じなければならない。
- (2) ヒアリングの実施日時は、平成 23 年 2 月 14 日（月）を予定しており、詳細な日時については、申請書に記載の入札者の担当者宛て別途連絡を行う。
- (3) ヒアリングの結果、NEXCO 東日本が入札者に対し技術提案の改善を求めた場合または入札者から技術提案の改善希望があり NEXCO 東日本がこれを認めた場合、入札者は改善技術提案を提出するものとする。なお、改善技術提案の提出にかかる事項については、ヒアリング時に連絡する。
- (4) 契約責任者は、入札者から申請を受けた技術提案（ヒアリングの結果、技術提案が改善された場合は、改善技術提案）に基づき、当該技術提案の採否について審議を行い、その結果について、下記 3-6 に示す競争参加資格の確認結果通知に併せて通知する。
- (5) 上記(4)に示す審議の結果、技術提案を採用されなかった場合でも、入札者は、NEXCO 東日本の契約図書に示す標準案に基づき、入札をすることができる。

#### 3-6. 競争参加資格の確認

(1) 契約責任者は、入札者からの競争参加資格確認申請に基づき、当該入札者の競争参加資格の有無その他必要な事項について確認を行い、次に示すとおりその確認結果を通知する。

※ 確認結果通知予定日 平成 23 年 3 月 3 日（木）

(2) 上記(1)に示す確認結果通知の内容に疑義のある者は、契約責任者に対し、その説明請求をすることができる。なお、説明請求にかかる事項については、当該確認結果通知において示す。

- (3) その他競争参加資格の確認にかかる留意事項として、入札者に対する指示書[10]及び[11]を参照のこと。

#### 第4 入札・開札・落札者の決定

##### 4-1. 入札に必要な書類の作成等

入札者は、次に示すとおり、入札に必要な書類を作成または準備しなければならない。

- (1) 「入札書」… 入札者に対する指示書[12]を参照のこと
- (2) 「単価表及び単価集計表」… 入札者に対する指示書[13]を参照のこと
- (3) 「総合評定値通知書(経審)の写し」… 入札者に対する指示書[14]を参照のこと
- (4) 「入札ボンド」… 入札者に対する指示書[15]を参照のこと

##### 4-2. 入札及び開札

- (1) 入札書の提出及び開札の執行については、次に定めるとおりとする。

- イ. 入札書の提出期限 平成23年3月30日(水) 午後4時00分
- ロ. 入札書の提出場所 上記1-6「契約担当部署」のとおり
- ハ. 入札書の提出方法 上記4-1に示す各書類は、入札者に対する指示書[17]入札(入札書類の提出)に従い、電子入札システムまたは書留郵便(配達日指定郵便により提出期限の日必着のこと)にて提出すること。
- ニ. 開札執行日時 平成23年3月31日(木) 午後1時30分
- ホ. 開札執行場所 上記1-6「契約担当部署」

- (2) 入札者は、入札及び開札にかかる留意事項として、入札者に対する指示書「5. 入札及び開札」を参照のこと。

##### 4-3. 落札者の決定

- (1) 契約責任者は、開札の結果、契約制限価格の制限の範囲内における有効な入札のうち、『加算方式』に基づき算定した評価値が最も高い入札者のした入札価格をもって本件工事の契約価格を決定し、当該入札者を落札者と決定する。
- (2) 評価値は100点を満点とし、その算定は次に示す各評価点を加算して行う。

- イ. 価格評価点(配点70点)… 次に示す算式により算定する

$$\text{価格評価点} = \text{配点} \times \left( 1 - \left( \frac{\text{入札価格} - \text{最低入札価格}}{\text{契約制限価格} - \text{最低入札価格}} \right)^2 \right)$$

- ロ. 技術評価点(配点30点)… 上記3-2に示す評価基準により算定する

- (3) 入札者は、落札者の決定にかかる留意事項として、入札者に対する指示書「5. 入札及び開札」を参照のこと。

##### 4-4. 低入札価格調査

- (1) 本件競争入札においては、低入札価格調査基準価格を設定しており、開札の結果、契約制限価格の制限の範囲内における有効な入札のうち、最高評価値の入札価格が低入札価格調査基準価格未満である場合は、入札を保留し、当該入札をした入札者を対象として低入札価格調査を行う。
- (2) また、本件競争入札においては、重点調査基準価格を設定しており、上記(1)の入札価格が重点調査基準価格未満である場合は、当該入札をした入札者を対象として特に重点的な低入札価格調査を行う。
- (3) 低入札価格調査等については入札者に対する指示書[25]を参照のこと。

#### 第5 その他

##### 5-1. 使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

##### 5-2. 質問の受付

- (1) 本件競争入札に関する質問は、次に定めるとおり受付を行う。

- イ. 受付期間 平成23年1月6日(木)から平成23年3月22日(火)まで
- ロ. 受付場所 記1-6「契約担当部署」のとおり

ハ. 受付方法 質問書面(様式自由)を持参または書留郵便(受付期間内必着のこと)により提出すること

(2) 上記(1)により受付けた質問に対する回答は、次の定めるとおり行う。

イ. 閲覧期間 平成23年3月25日(金)から平成23年3月30日(水)まで

ロ. 閲覧方法 質問者に対してFAXを行うほか、NEXCO 東日本のホームページに掲載する。

(3) 競争入札に関する一般的な質問については、NEXCO 東日本のホームページを参照すること。

<http://www.e-nexco.co.jp/bids/info/capacity/faq.html>

#### 5-3. 入札の無効

入札者に対する指示書[26]に該当する入札は無効とする。

#### 5-4. 支払条件

(1) 前金払 有 : 請負契約書34条1項に基づき前金払の請求をすることができる

(2) 部分払 有 : 請負契約書37条1項に基づき部分払の請求をすることができる

#### 5-5. 支払限度額の比率

請負契約書39条1項に規定する各事業年度における請負代金額の支払限度額は、契約金額に次に示す比率を乗じ、四捨五入して有効数字を2桁とした額とする。ただし、最終年度における支払限度額は、契約金額から前年度までの支払額の合計を差し引いた額とする。

年度	比率
平成22年度	0%
平成23年度	10%
平成24年度	40%
平成25年度	40%
平成26年度	10%

#### 5-6. 火災保険等の付保

土木工事共通仕様書「1-54-1 保険の付保」に定めるとおりとする

#### 5-7. WTOに規定する継続工事の有無

本件工事に直接関連する他の工事の請負契約を、本件工事の請負契約の相手方と随意契約の方法により締結する予定の有無 : 無

#### 5-8. 単品スライド条項の適用

請負契約書25条5項について適用する。

#### 5-9. 留意事項

(1) 技術者の直接的かつ恒常的關係の特例措置

イ. 記3-1(6)イ.①「建設業者の営業譲渡又は会社分割に係る主任技術者又は監理技術者の直接的かつ恒常的な雇用關係の確認の事務取扱いについて」(平成13年5月30日付、国総建第155号)に該当する技術者を配置し、契約後に営業譲渡の契約上定められている譲渡の日又は出向先企業が会社分割の登記をした日から3年を経過する場合は、当該技術者が出向先企業に転籍がされること。

ロ. 記3-1(6)イ.③「親会社及びその連結子会社の間の出向社員に係る主任技術者又は監理技術者の直接的かつ恒常的な雇用關係の取扱い等について」(平成15年1月22日付、国総建第335号)に該当する技術者を配置し、契約後に出向先企業と出向元企業との關係が企業集団を構成する親会社及びその連結子会社の關係を証する国土交通省総合政策局建設業課長より交付を受けた企業集団確認書の有効期間を迎える場合は、再度申請し交付を受けた企業集団確認書を契約責任者に提出すること。

(2) 本工事若しくは本業務の請負人、本工事若しくは本業務の請負人と資本若しくは人事面において関連のある者、本工事若しくは本業務の下請負人、本工事若しくは本業務の下請負人と資本若しくは人事面において関連がある者は、本工事若しくは本業務の契約期間中、監督を担当する部署の施工(調査等)管理業務の入札に参加し又は施工(調査等)管理業務を請負うことができない。「資本若しくは人事面において関連のある者」とは、次のイ.又はロ.に該当する者である。

イ. 当該請負人若しくは下請負人の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている者。

ロ. 代表権を有する役員が当該請負人若しくは下請負人の代表権を有する役員を兼ねている場合におけるその代表権を有する役員が属する者。

#### 5-10. 契約後の技術提案の取扱い

- (1) 本件工事の請負人は、技術提案を採用された場合は、施工計画書に技術提案の内容に関する事項を記載するものとし、施工に先立ち、その履行確認方法を NEXCO 東日本と協議すること。
- (2) 工事施工中における技術提案の内容の変更は原則認めない。ただし、請負人から合理的な理由に基づく内容の変更協議があり、かつその変更内容が当初の性能等相当以上と NEXCO 東日本が認めた場合はこの限りでない。
- (3) 技術提案を採用することにより、設計図書において施工方法等に関する指定のない部分について、請負人の債務は軽減されない。
- (4) NEXCO 東日本は、技術提案の内容について、工業所有権が設定されているものを除き、その内容が一般的に使用される状態となったときは、本件工事以外の工事等以外において無償で使用する場合がある。
- (5) 評価された技術提案の内容が、請負人の責により達成できないと認められ、再度の施工等が困難あるいは合理的でない場合は、本件工事の工事成績評定点を最大 10 点減じる。また、履行されなかった評価項目について再度評価を行い、未履行相当額を請負代金額から減じる。

以 上